

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起き目に當たる翌日)

## 目次

### ◇告示

- 字の区域の新設等（市町村振興課）
- 字の名称の変更（〃）
- 鳥取県事業所経済調査要綱の一部改正（統計課）
- 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）
- 生活保護法による医療機関の変更（〃）
- 生活保護法による診療所等の廃止（〃）
- 結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）
- 結核予防法による医療機関の指定の辞退（〃）
- 被爆者一般疾病医療機関の指定（〃）
- 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退（〃）
- 被爆者一般疾病医療機関の名称等の変更（〃）
- 被爆者一般疾病医療機関の登録（保険課）
- 国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）
- 国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの（〃）
- 土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）
- 土地改良区の役員の就退任（三件）（〃）
- 土地改良区の役員の住所の変更（〃）

### 委告示

- 保安林の指定の解除（森林保全課）
- 保安林の指定の解除予定（〃）
- 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
- 小売りさばき人の指定（会計課）
- 小売りさばき人の届出事項の変更（〃）

### ◇地労委告示

- 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等

### ◇公 告

- 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況（中小企業課）
- 土地収用法による審理の開始（収用委員会）

### ◇雜 報

- 危険物取扱者試験の実施（消防防災課）

## 告示

### 鳥取県告示第三百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

新たに画する 字の名称	同上の区域（平成六年一月二十七日現在の地番による。）
大字福成字四季	大字福成字石佛前北九九七、九九八の一、九九九、一〇〇〇、一〇〇一の一、一〇〇一の二、一〇〇一、一〇〇三、一〇〇五の一、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇八及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字福成字石佛前の全域
区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成六年一月二十七日現在の地番による。）
大字福成字石佛前北	大字福成字春日口一〇三三、一〇四六の三の一部、一〇四六の五、一〇四七、一〇四八の二、一〇四八の四、一〇四九の二、一〇五〇の三及びこれらと一体をなす国有地
大字福成字春日口	大字福成字春日口のうち九九七、九九八の一、九九九、一〇〇〇、一〇〇一の一、一〇〇一の二、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇五の一、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福成字石佛前、大字福成字中山	大字福成字春日口のうち一〇三三、一〇四六の三の一部、一〇四六の五、一〇四七、一〇四八の二、一〇四八の四、一〇四九の二、一〇五〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

町長から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定によ

## 鳥取県告示第三百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき北条

変更する字の名称	変更後の字の名称
大字國坂	国坂
大字江北	江北
大字田井	田井
大字土下	土下
大字米里	米里
大字島	島
大字北尾	北尾
大字弓原	弓原
大字下神	下神
大字曲	曲
大字松神	松神

り告示する。

この字の名称の変更は、平成六年五月一日からその効力を生ずる。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百八十五号**

鳥取県事業所経済調査要綱（昭和五十一年四月鳥取県告示第三百十一号）の一部を次のように改正する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

四に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由がある場合は、知事が別に定める期日に実施することができる。

**鳥取県告示第三百八十六号**

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
よなご薬局	米子市車尾二二九四一	平成六年三月二十八日
なべや薬局 米子店	米子市西町一〇	〃
有限会社 つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目二三二二三	平成六年四月一日
ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町二五一	〃

**鳥取県告示第三百八十七号**

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
井上クリニック	米子市東町一三八	平成六年三月一日
さくら薬局	鳥取市立川町五丁目四一	平成六年四月一日

島田薬局	米子市東倉吉町六四
境中央薬局	境港市上道町三三一七

**鳥取県告示第三百八十八号**

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
社会福祉法人恩賜財團 済生会支部 鳥取県済生会米子診療所	米子市錦町一丁目八	平成六年三月三十一日
つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目二三二二三	タ
島田産業有限会社米子店	米子市東倉吉町六四	タ

## 鳥取県告示第三百八十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
井尻歯科医院	鳥取市雲山一一〇一三八	平成六年四月一日
安田薬局	米子市大篠津町五五一	タ
ダイゲン眼科	鳥取市扇町一三三二二	タ
ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町二五二	タ
米子市車尾二二九四一一	鳥取郡赤崎町大字赤崎一九八四一八	タ
あかさき薬局		

## 鳥取県告示第三百九十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ダイゲン眼科医院	鳥取市扇町一三三二二	平成六年三月三十一日
家森薬局	東伯郡赤崎町大字赤崎一一四四一四	タ
鳥取県薬学総合センター 倉吉薬局	倉吉市昭和町二丁目三〇一一	タ
安梅医院	東伯郡関金町大字大鳥居二二六	タ
つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目二三二二三	タ

**鳥取県告示第三百九十一号**

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同令第十二条の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町二五一	平成六年四月一日
よなご薬局	米子市車尾二二九四一一	タ
あかさき薬局	東伯郡赤崎町大字赤崎一九八四一八	タ
家森薬局	東伯郡赤崎町大字赤崎一一四四一四	タ
今宮歯科クリニック	鳥取市湖山町北六丁目四〇三	タ
前田歯科医院	八頭郡河原町大字渡一木二六一一一	タ
有限会社つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目二三一一三	タ
中下医院	米子市河崎五六六一一一	タ

**鳥取県告示第三百九十二号**

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の申出があるので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）

第二十二条において準用する同令第十六条の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
家森薬局	東伯郡赤崎町大字赤崎一一四四一四	平成六年三月三十一日
つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目二三一一三	タ

**鳥取県告示第三百九十三号**

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同令第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十二条において準用する同令第十五条第二項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
倉吉市南昭和町一七 鳥取県薬学総合センター さくら薬局	所在地	倉吉市昭和町二丁目三〇一二	倉吉市南昭和町一七	平成三年三月二十六日
鳥取市立川町五丁目四一 さくら薬局	所在地	倉吉市昭和町二丁目三〇一二	倉吉市南昭和町一七	平成六年四月一日

鳥取県告示第三百九十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西尾邑次

氏名	
登録の記号及び番号	鳥薬第八七六号
登録の年月日	平成六年四月七日

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西尾邑次

名 称	所 在 地	申出の受理があつたものとみなされる年月日
鳥取県立精神保健センター	鳥取市江津三二八一	平成六年四月一日
境港日曜休日応急診療所	境港市上道町三〇〇〇	
木山歯科クリニック	米子市夜見町三〇四六一一	
森脇歯科医院	境港市中野町一八九三一一	
ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町一二五	
有限会社つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目三三一一三	
島田薬局	米子市東倉吉町六四	
境中央薬局	境港市上道町三三一七	

鳥取県告示第三百九十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三百七条第三項の規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第三百九十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第四項の規定に基づき、  
国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申  
出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤  
師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次の  
とおり告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西尾邑次

氏名	登録の記号及び番号	登録があつたものとみなされる年月日
西田光浩	鳥国薬第八六九号	平成六年二月二十八日
太田久子	鳥国薬第八七〇号	平成六年三月八日
山本貞予	鳥国薬第八七一號	平成六年三月二十二日
綿谷秀徳	鳥国薬第八七三号	平成六年三月二十五日
霜村恭子	鳥国薬第八七四号	平成六年三月二十一日
内藤芳江	鳥国薬第八七八五号	平成六年三月三十一日

鳥取縣告示第三百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり西郷中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、  
同条第十七項の規定により告示する。

鳥取県知事 西尾邑 次

監事	理事	退任した役員の氏名及び住所
谷口	壹岐	八頭郡河原町大字中井一三五
前田	田中	八頭郡河原町大字小畠八五
倉信	坂本	八頭郡河原町大字牛戸八六
秀洋	前田	八頭郡河原町大字中井二三八
前田	田渕	八頭郡河原町大字本鹿一五
田中	谷長	八頭郡河原町大字湯谷八九
久美雄	坂本	八頭郡河原町大字天神原五八〇
劭	谷口	八頭郡河原町大字牛戸一四四
英司	坂本	八頭郡河原町大字小畠一五九
仁二	大隅	八頭郡河原町大字湯谷五七
	勝男	八頭郡河原町大字本鹿九二
	澤田	八頭郡河原町大字中井一九一
	田中	八頭郡河原町大字中井一〇三一四
	田中	八頭郡河原町大字天神原四一六
	田中	八頭郡河原町大字本鹿一八九
	田中	八頭郡河原町大字小畠一六三

鳥取県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、久米  
土地改良区の定款の変更を平成六年四月二十一日認可したので、同条第三項の規定によ  
り告示する。

平成六年四月二十六日

就任した役員の氏名及び住所
田中 岩男 八頭郡河原町大字中井三三二
田渕 照国 八頭郡河原町大字本鹿五八
坂本 孝行 八頭郡河原町大字牛戸八六
前田 稔 八頭郡河原町大字中井二三八
田渕 慎 八頭郡河原町大字本鹿一五
谷口 順太郎 八頭郡河原町大字湯谷八九
坂本 薫 八頭郡河原町大字天神原五八〇
谷口 愛一郎 八頭郡河原町大字牛戸一四四
坂本 稔 八頭郡河原町大字小畑一五九
谷口 大隅勝男 八頭郡河原町大字湯谷五七
坂本 稔 八頭郡河原町大字中井一一七
谷口 久美雄 八頭郡河原町大字中井二九一
坂本 稔 八頭郡河原町大字中井一〇三一四
田中 劍 八頭郡河原町大字天神原四一六
田中 清美 八頭郡河原町大字本鹿二八七
田中 勘 八頭郡河原町大字本鹿五八
田中 秀 八頭郡河原町大字小畑一六三
田中 孝男 八頭郡河原町大字牛戸一五一

任期三年

平成6年3月18日就任

## 鳥取県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次

のとおり瑞穂地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、  
同条第十七項の規定により告示する。

平成6年4月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所
堀尾 浩 気高郡氣高町大字土居一三四
堀尾 亮治 気高郡氣高町大字重高四五
石田 爰 氣高郡氣高町大字一本木九一
田中 寿信 氣高郡氣高町大字日光六四五
山根 正雄 氣高郡氣高町大字上光五二六一一
早稻田 清親 氣高郡氣高町大字上光七九三一一
門脇 善昭 氣高郡氣高町大字上光四七五
富川 卓次郎 氣高郡氣高町大字下光六二二一一
北村 正博 氣高郡氣高町大字常松一九六
藤本 久雄 氣高郡氣高町大字常松三〇三
山村 崎俊宏 氣高郡氣高町大字富吉二二六
北村 仁美 氣高郡氣高町大字常松二二九
吉岡 本武 氣高郡氣高町大字富吉二二九
吉田 仁廉 氣高郡氣高町大字富吉二二九
吉田 国雄 氣高郡氣高町大字富吉二二九
渡辺 順一 氣高郡氣高町大字常松四一九
奥田 中誠一 氣高郡氣高町大字常松四一九

平成6年3月25日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	村上快一	気高郡氣高町大字土居一三四
監事	堀尾亮治	気高郡氣高町大字重高四五
山本孝芳	石田愈	気高郡氣高町大字重高七〇
富山文好	山下泰之	気高郡氣高町大字坂本二〇四
田中寿信	家中高	気高郡氣高町大字下坂本二七二
大平道夫	根正雄	気高郡氣高町大字下坂本四一五
門脇善昭	平川卓次郎	気高郡氣高町大字日光六四五
藤本正博	北村正雄	気高郡氣高町大字上光五二六一一
山崎俊宏	吉田仁美	気高郡氣高町大字上光三〇〇
岡本武志	吉村久雄	気高郡氣高町大字上光四七五
奥田誠一郎	岡本武志	気高郡氣高町大字上光六二二一一
平成六年三月二十六日就任	任期四年	気高郡氣高町大字下光元二七二

## 鳥取県告示第四百号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次

のとおり若土土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	山本栄	倉吉市鴨河内一二二七
監事	米田健二	倉吉市鴨河内四六九
山本整	米田健二	倉吉市鴨河内一〇〇八
椿原肇	米田健二	倉吉市鴨河内三六〇
黒田和正	米田健二	倉吉市鴨河内一〇〇一
黙賢	米田健二	倉吉市鴨河内二二二七
倉吉市鴨河内一〇六二一三	馬西明徳	倉吉市鴨河内一一〇五一一
倉吉市鴨河内一一〇五一一	西村進	倉吉市鴨河内四〇二一
倉吉市鴨河内一〇一四	米田紀男	倉吉市鴨河内一〇一四
倉吉市鴨河内一二二七	佐治勲	倉吉市鴨河内一二二七
倉吉市鴨河内一〇〇一	田和正	倉吉市鴨河内一二二七
倉吉市鴨河内一一〇〇八	健二要	倉吉市鴨河内一一〇〇八
倉吉市鴨河内一〇一〇	重年	倉吉市鴨河内三六二一三

平成六年四月九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山本栄	倉吉市鴨河内一二二七
監事	黒田勲	倉吉市鴨河内一〇〇一
山本整	黒田勲	倉吉市鴨河内一二二七
椿原肇	黒田勲	倉吉市鴨河内一一〇五一一
黒田和正	黒田勲	倉吉市鴨河内一二二七
黙賢	黒田勲	倉吉市鴨河内一〇一四
倉吉市鴨河内一〇六二一三	馬西明徳	倉吉市鴨河内一一〇五一一
倉吉市鴨河内一一〇五一一	西村進	倉吉市鴨河内四〇二一
倉吉市鴨河内四〇二一	米田紀男	倉吉市鴨河内一〇一四
倉吉市鴨河内一二二七	佐治勲	倉吉市鴨河内一二二七
倉吉市鴨河内一〇〇一	田和正	倉吉市鴨河内一二二七
倉吉市鴨河内一一〇〇八	健二要	倉吉市鴨河内一一〇〇八
倉吉市鴨河内三六二一三	重年	倉吉市鴨河内三六二一三

次

監事 馬西明徳 倉吉市鴨河内一〇五一一

タ 西村進 倉吉市鴨河内四〇二

ク 米田紀男 倉吉市鴨河内一〇一四

平成六年四月十日就任 任期四年

### 鳥取県告示第四百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月二十六日

理事	
杉原芳治	変更前
	西伯郡岸本町坂長一八二八

鳥取県知事 西尾邑 次

- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
国立公園事業用地とするため
- 1 解除に係る保安林の所在場所  
岩美郡福部村大字湯山字狐山一一四三の三、一一四三の四

保安林として指定された目的  
魚つき

### 3 解除の理由

- 1 国立公園事業用地とするため  
解除に係る保安林の所在場所  
岩美郡福部村大字湯山字高浜一一六四の八二八
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
国立公園事業用地とするため

### 鳥取県告示第四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年四月二十六日

鳥取県知事 西尾邑 次

- 1 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜一一六四の八一九、一一六四の八二〇、一一六四の八二四、一一六四の八二五、一一六四の八二七、一一六四の八二八

- 2 保安林として指定された目的

八頭郡河原町大字北村字小川ヨリ葵谷迄九四一の五（次の図に示す部分に限る。）

鳥取県知事 西尾邑 次

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小川ヨリ葵谷迄九四一の五（次の図に示す部分に限る。）

## 水源のかん養

## 三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第四百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成6年4月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六号  
 鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成6年4月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
昭和五十年十一月六日 鳥取県指令受都計第三百五十一号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市大村字五反田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市大村二四一五一  
清木 義則

指 定 年 月 日	指 定 番 号	住 所	名 称	売 り さ ば き 場 所
平成6年4月二十一日	五三四			
	米子市西三柳三〇二七一五	学校法人山陰中央自動車学校		米子市西三柳三〇二七一五 学校法人山陰中央自動車学校

## 鳥取県告示第四百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成6年4月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成6年4月26日 火曜日

**鳥取県告示第四百七号**

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があつたので、告示する。

平成6年4月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小売りさばき人の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社鳥取銀行 鳥取駅南支店	売りさばき場所	鳥取市南吉方二丁目六四	鳥取市南吉方一丁目三三	平成6年4月二十五日

**公 安 規 則**

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を以てに公布する。

平成6年4月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

**鳥取県公安委員会規則第三号**

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一  
部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号の備考中「日本工業規格B列5番」を「日本工業

規格A列4番」に改める。

## 附 則

- 1 いの規則は、平成6年五月十日から施行する。
- 2 いの規則による改正前の鳥取県道路交通法施行細則に規定する様式による申請書については、当分の間、この規則による改正後の鳥取県道路交通法施行細則に規定する様式による申請書とみなす。

**公 安 告 示****鳥取県公安委員会告示第三十一号**

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成6年4月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製造者名
回胴式遊技機	ジャックポットⅢA	株式会社尚球社
アレンジボーラー遊技機	ジャンボリング2	太陽電子株式会社

## 海 区 漁 調 委 告 示

## 鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成六年四月二十六日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成六年五月一日から同年八月三十一日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

## 一 承認の内容

## (一) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあっては当該漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあっては当該漁業の実績を有する者とする。

## (二) 承認の対象となる船舶

総トン数十トン未満の漁船

## (三) 承認を受けた者の操業の条件

イ 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

ロ 共同漁業権に係る漁業の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有

する者の同意を得なければならない。

ハ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

二 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。  
操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

## 二 承認の取消し

一の(三)の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

## 地 労 委 告 示

## 鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

平成六年四月二十六日

鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛

氏名	生年月日	住所	職業	電話番号	経験及び閱歴	委嘱年月日
坪倉徹夫	大二二・一〇・一五	米子市博労町四丁目三四二一五				
森田吉次郎	大二四・八・一五	鳥取市元大工町四	鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)	自宅 (〇八五七)二二一四九〇九	自宅 (〇八五九)三三一八二五一	米子市助役
森本和雄	昭二・一・三一	岩美郡国府町奥谷一丁目二〇二	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員	自宅 (〇八五七)二二一六七五五	鳥取県代表監査委員	平五・三・二七
大村光昭	昭三・一・九	米子市両三柳二九六一一	公認会計士 税理士	事務所 (〇八五九)二四一〇九一一		
勝部可盛	昭八・二・二四	米子市上福原一四五九一六	鳥取県地方労働委員会委員 弁護士	自宅 (〇八五九)二九一八二四三		
田村康明	昭九・一・一六	鳥取市卯垣四丁目二二九	鳥取県地方労働委員会委員(会長)	事務所 (〇八五九)三三一四四五八	鳥取県地方労働委員会事務局長	
弁護士		自宅 (〇八五九)三三一四〇六七				
鳥取県地方労働委員会委員		事務所 (〇八五七)二四一九四五八				
			〃	〃		
			〃	〃		

直野喜光	昭九・一・二二	米子市加茂町二丁目二三	弁護士	事務所・自宅	(○八五九) 三三一七二四三
内田良弘	昭九・六・二四	鳥取市湯所町二丁目三八	鳥取県赤十字血液センター事務部長	血液センター	(○八五七) 二四一八一〇一
山田修平	昭二〇・七・三〇	東伯郡東郷町大字松崎五 九二一三三	鳥取女子短期大学教授	自宅	(○八五七) 二三一六二三三
森岡正太郎	昭二三・七・六	鳥取市浜坂三丁目六一三 五	鳥取県地方労働委員会委員	短期大学	(○八五八) 二六八一八二一
山田篤	昭一四・一・一六	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長	鳥取女子短期大学助教授	鳥取県地方労働委員会事務局長	平五・三・二七
谷口勝彦	昭一四・七・四	鳥取市片原一丁目一一五	ゼンセン同盟鳥取県支部長	自宅	平六・四・一四
長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部執行委員 会	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	組合 (○八五七) 二九一一三四六	平五・四・二二	平五・三・二七
	鳥取市浜坂五丁目四一一	ゼンセン同盟鳥取県支部長	自宅 (○八五七) 二一一四〇八三		
	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部執行委員 会	日本労働組合総連合会鳥取県連 合会副会長 全国電気通信労働組合鳥取県支 部米子分会執行委員長	組合 (○八五七) 二三一七八二	平五・四・二二	平五・三・二七

大木戸 武敏 昭二一 四・二六	山本明敏 昭一九・一・二三	桜田憲昭 昭一五・四・二六	石田喜昭 昭一五・二・一〇	竹中安明 昭一四・九・二四	広藤 昭一四・九・六
四 鳥取市立川町六丁目五三	八頭郡八東町大字日田六 三三一	鳥取市津ノ井一八四一八	米子市石井一一七	鳥取県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 中国電力労働組合鳥取県本部長
日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全通信労働組合鳥取地区本部委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国金屬機械労働組合日立フエライト支部執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国金屬機械労働組合日立フエライト支部執行委員長	組合 (○八五七) 二四一七八五九一 自宅 (○八五九) 二六一六二五	組合 (○八五七) 二四一七八五〇〇 自宅 (○八五七) 五一一八〇一〇	組合 (○八五七) 二四一七八五〇〇 自宅 (○八五七) 五一一八〇一〇
日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全通信労働組合鳥取地区本部執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国金屬機械労働組合日立フエライト支部執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国金屬機械労働組合日立フエライト支部執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国金屬機械労働組合日立フエライト支部執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国金屬機械労働組合日立フエライト支部執行委員長
自宅 (○八五七) 二六一四四二四	組合 (○八五七) 二三一三三四〇	組合 (○八五八) 八四一二二六一	記長	平五・四・二三	平五・三・二七
鳥取県地方労働委員会委員 鳥取三洋電機労働組合副中央執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 鳥取県中立組合連絡協議会議長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 鳥取三洋電機労働組合副中央執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長

村上博太	高田勝之助	山住省二	小林繁	西谷昇	笠見猛
昭五・六・二八	昭四・一・五	昭二・一・二〇	大一五・七・一四	大二・四・一五	昭二五・八・一三
三二	米子市上後藤八丁目七一	鳥取市桜谷六〇三	八頭郡用瀬町大字用瀬四八八	倉吉市越殿町一四〇五一八	倉吉市中野一一四
米子商工会議所専務理事	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取商工会議所専務理事	鳥取県経営者協会副会長、西部支部長 米子機工株式会社取締役社長	鳥取技術コンサルタント株式会社代表取締役社長	全日本自治団体労働組合鳥取県本部書記長 鳥取県地方労働委員会委員
自宅 ○八五九 二九一四三二七	自宅 ○八五七 二六一三一五九	協会 ○八五七 二三一八四二四	自宅 ○八五九 二九一四一三一五九	自宅 ○八五九 二三一三四四五	自宅 ○八五八 二六一—〇三二一
米子商工会議所理事兼事務局長	日本放送協会鳥取放送局副局長	鳥取県国民体育大会事務局長	株式会社米子鉄工所取締役	西谷測量株式会社代表取締役社長	全日本自治団体労働組合鳥取県本部副執行委員長
〃	〃	〃	〃	〃	〃

水 根 富士雄	児 嶋 祥悟	永 瀬 正 治	河 田 賢 一	松 本 顕	雜 賀 啓 一
昭二三・六・二五	昭一八・四・一九	昭一〇・六・一〇	昭八・一〇・一九	昭七・七・二七	昭七・六・二九
鳥取市富安三〇九一一	八 鳥取市美萩野一丁目一三	米子市宗像四五一一九	倉吉市住吉町九八	○ 鳥取市吉成三丁目一一一	米子市皆生二五九一九
鳥取県地方労働委員会事務局長	鳥取瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会常任理事 鳥取県地方労働委員会委員	永瀬石油株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会常任理事 鳥取瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県経営者協会副会長、中部支部長 鳥取県地方労働委員会委員 米子商工会議所副会頭	株式会社河田組取締役社長 自宅 ○八五八) 二三一六一二六	株式会社鳥取銀行常務取締役 自宅 ○八五八) 二七一五〇六九
自宅 事務局 (〇八五七) 二四一一二〇五	自宅 (〇八五七) 二六一七五五七	自宅 (〇八五七) 二八一八八二一 ○八五七) 五九一〇三六〇	自宅 ○八五九) 二六一三八四三	自宅 ○八五九) 二三一一三二六八 ○八五九) 二三一一三二八一	自宅 ○八五八) 二三一六一二六 ○八五八) 二三一一三二六八 ○八五九) 二三一一三二八一
長	鳥取県議会事務局次長兼総務課	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	株式会社永瀬石油店専務取締役	株式会社河田組専務取締役	株式会社鳥取銀行取締役綜合企 画部長
平六・四・一		〃	〃	平五・三・二七	平五・三・二七

## 公 告

平成 5 年度第 4 四半期（1 月～3 月）内の第 2 種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成 6 年 4 月 26 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 平成 5 年度第 4 四半期内に出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3 月以内 のもの	3 月を超えて 6 月以内の もの	6 月を超えて 9 月以内の もの	9 月を超えて 12 月以内の もの	合 計
件 数	0	1	0	1	2

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 6 年 4 月 26 日

鳥取県収用委員会会長 田 中 蓬 篤

1 期日

平成 6 年 5 月 18 日（水）午後 2 時 30 分

2 場所

倉吉市東城町 2 烏取県中部総合事務所大会議室

3 件名

一般国道 9 号改築工事（羽合道路）

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」といいう。）がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで
- 3 平成 6 年 3 月 31 日現在の出店調整の処理状況別件数

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

法 3 条等届出以後地元説明終了後法 5 条等届出前のもの	地元説明終了後法 5 条等届出前のもの	法 5 条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中	鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	合 計
件 数 2	0	0	0	0	2

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」といいう。）がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで
- 3 平成 6 年 3 月 31 日現在の出店調整の処理状況別件数

報 雜

報

平成6年4月26日

## 鳥取県公報

平成6年4月26日

財団法人消防試験研究センター理事長 中條永吉

## 1 試験の種類及び日時

試験の種類	日 時
甲種危険物取扱者試験	平成6年7月3日(日) 13時15分から
乙種危険物取扱者試験	"
丙種危険物取扱者試験	平成6年7月3日(日) 10時15分から

## 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁講堂
鳥取市扇町21	県民ふれあい会館
倉吉市山根529-2	倉吉体育文化会館
米子市東福原36	米子市農業協同組合

## 3 受験願書の受付期間

平成6年5月2日(月)から同年5月20日(金)まで(郵送による場合は、5月20日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

## 4 受験願書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター・鳥取県支部(持参又は郵送によること。)

## 5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては2,700円とし、所定の方法に

より納付すること。

## 6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター・鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防本部又は各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター・鳥取県支部(電話 0857-26-8389)に照会すること。